

令和元年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

頁	現 行	変 更 案	変更理由
1	第 1 編 総論 第 1 章 目的、市の責務、計画の位置付け、構成等 京都市は、昭和 32 年 10 月に全世界の人々と相携えて、世界恒久平和の理想を実現するため、平和都市宣言を行うとともに、昭和 53 年 10 月に全世界の人々が、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由に集い、自由な文化交流を行う都市であるという世界文化自由都市宣言を行っている。また、友好的交流により世界平和の基礎を確立することを念願し、世界 9 都市と姉妹都市盟約を締結するなど、戦後一貫して、平和を都市の基本理念として施策を推し進めてきた。<u>（追記）</u> <u>更に、</u>市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、世界遺産をはじめとする文化財が多数存在し、また、多くの観光旅行者が入洛する国際文化観光都市であるなど、京都市の持つ社会的特性を踏まえつつ、平素から恒久平和の実現に向けて一層の努力が大切である。また、地震、風水害、大規模事故等への対応に加え、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症への対応、更には、大規模テロや武力攻撃災害等への対応等、あらゆる危機から市民の「いのち」と「くらし」を守り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進することは極めて重要である。 （後略）	第 1 編 総論 第 1 章 目的、市の責務、計画の位置付け、構成等 京都市は、昭和 32 年 10 月に全世界の人々と相携えて、世界恒久平和の理想を実現するため、平和都市宣言を行うとともに、昭和 53 年 10 月に全世界の人々が、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由に集い、自由な文化交流を行う都市であるという世界文化自由都市宣言を行っている。また、友好的交流により世界平和の基礎を確立することを念願し、世界 9 都市と姉妹都市盟約を締結するなど、戦後一貫して、平和を都市の基本理念として施策を推し進めてきた。<u>また、平成 31 年 3 月に、「京都市レジリエンス戦略」を策定し、レジリエンスの理念を政策に反映することにより、あらゆる危機を乗り越え、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちたまちを目指す「レジリエント・シティ」の実現及び「誰ひとり取り残さない」SDG s の達成を目指している。</u> <u>（削除）</u>市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、世界遺産をはじめとする文化財が多数存在し、また、多くの観光旅行者が入洛する国際文化観光都市であるなど、京都市の持つ社会的特性を踏まえつつ、平素から恒久平和の実現に向けて一層の努力が大切である。また、地震、風水害、大規模事故等への対応に加え、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症への対応、更には、大規模テロや武力攻撃災害等への対応等、あらゆる危機から市民の「いのち」と「くらし」を守り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進することは極めて重要である。 （後略）	京都市レジリエンス戦略の理念を追加

令和元年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

頁	現 行	変 更 案	変更理由
4	4 市危機管理基本計画との関係 (危機のカテゴリー表中) カテゴリー 1 災害対策基本法に基づく市地域防災計画に規定する災害対策本部，事故対策本部又は災害警戒本部の設置が必要である災害 1 地震，風水害等の自然災害 2 大規模な事故等 <u>(追記)</u>	4 市危機管理基本計画との関係 (危機のカテゴリー表中) カテゴリー 1 災害対策基本法に基づく市地域防災計画に規定する災害対策本部，事故対策本部又は災害警戒本部の設置が必要である災害 1 地震，風水害等の自然災害 2 大規模な事故等 <u>3 原子力災害</u>	字 句 修 正 (京都市危機管理基本計画引用箇所 の修正)
10	第 4 章 京都市の地理的，社会的特徴 (5) 道路の位置等 高速道路は，名神高速道路が市南部を東西に貫いており，京都東インターチェンジ，京都南インターチェンジの 2 箇所のインターチェンジがある。また，京都府内を南北に縦断する京都縦貫自動車道の大原野インターチェンジ及び沓掛インターチェンジが市南西部に，京都府南部を東西に横断する京滋バイパスの久御山淀インターチェンジの一部が市南部に位置している。<u>阪神高速 8 号京都線</u>へ山科，<u>鴨川東</u>，<u>鴨川西</u>，<u>新油小路通市道 55 号線（祥鳥橋通）</u>，城南宮北，城南宮南，伏見からの出入が可能で，久御山ジャンクションから各高速道路へ連絡されている。	第 4 章 京都市の地理的，社会的特徴 (5) 道路の位置等 高速道路は，名神高速道路が市南部を東西に貫いており，京都東インターチェンジ，京都南インターチェンジの 2 箇所のインターチェンジがある。また，京都府内を南北に縦断する京都縦貫自動車道の大原野インターチェンジ及び沓掛インターチェンジが市南西部に，京都府南部を東西に横断する京滋バイパスの久御山淀インターチェンジの一部が市南部に位置している。<u>第二京阪道路</u>へ山科，<u>(削除)</u> 鴨川西，<u>(削除)</u> 城南宮北，城南宮南，伏見からの出入が可能で，久御山ジャンクションから各高速道路へ連絡されている。	字句修正 (高速道路移管に伴う修正)

令和元年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

頁	現 行	変 更 案	変更理由
10	(8) 文化財等 世界遺産に登録されている 14 の社寺等をはじめ、平成 30 年 9 月 1 日現在、1,879 件の重要文化財（内、国宝 212 件）があり、観光名所、旧跡も数多く存在する。これら文化財の武力攻撃災害に対する保護は、市にとって重要な課題である。また、これらの観光を目的として、年間を通じて府内のみならず、国内外からも多数の観光旅行者等が訪れている。京都市における平成 29 年の観光旅行者等は 5,362 万人である。更に、外国人観光客数については、平成 29 年の宿泊施設利用外国人客数は 353 万人となっている。	(8) 文化財等 世界遺産に登録されている 14 の社寺等をはじめ、平成 30 年 9 月 1 日現在、1,879 件の重要文化財（内、国宝 212 件）があり、観光名所、旧跡も数多く存在する。これら文化財の武力攻撃災害に対する保護は、市にとって重要な課題である。また、これらの観光を目的として、年間を通じて府内のみならず、国内外からも多数の観光旅行者等が訪れている。京都市における平成 30 年の観光旅行者等は 5,275 万人である。更に、外国人観光客数については、平成 30 年の宿泊施設利用外国人客数は 450 万人となっている。	時点修正
27	第 2 章 平素からの備えや予防 第 5 章 生活関連等施設の把握等 1 生活関連等施設の把握 （表中） 放送法第 2 条第 23 号の 3 の基幹放送事業者（放送大学学園法第 3 条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第 2 条第 15 号の地上基幹放送をいう。）を行うものに限る。）が行う放送法第 2 条第 4 号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第 20 号の放送局をいう。）であって、同法第 91 条第 2 項第 3 号に規定する放送系において他の放送局から同法第 2 条第 1 号の放送をされる同条第 28 条の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備	第 2 章 平素からの備えや予防 第 5 章 生活関連等施設の把握等 1 生活関連等施設の把握 （表中） 放送法第 2 条第 23 号の基幹放送事業者（認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。）が行う放送法第 2 条第 4 号の国内放送（国内において受信されることを目的とする放送をいう。）の業務に用いられる放送局（同条第 20 号の放送局をいう。）であって、同法第 91 条第 2 項第 3 号に規定する放送系において他の放送局から同法第 2 条第 1 号の放送をされる同条第 28 号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備	字句修正 （法改正に伴う修正等）

令和元年度京都市国民保護計画変更に係る新旧対照表

頁	現 行	変 更 案	変更理由
39	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 3 危機管理本部の初動措置 (危機管理本部の構成 図中) 統括副本部長 <u>防災</u> を担当する副市長 副本部長 副市長(統括副本部を除く) 本部員 <u>(追記)</u> 局等(会計室, 区役所支所及び農業委員会事務局を除く。)の長, <u>その他市長</u> が必要と認める職員	第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 実施体制の確立 3 危機管理本部の初動措置 (危機管理本部の構成 図中) 統括副本部長 <u>危機管理</u> を担当する副市長 副本部長 副市長(統括副本部長を除く) 本部員 <u>関係</u> 局等(会計室, 区役所支所及び農業委員会事務局を除く。)の長及び <u>本部長</u> が必要と認める職員	字 句 修 正 (京都市危機管理基本 計画引用箇所 の修正)